

**資料 1**科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
安全・安心科学技術委員会(第 25 回) H23. 2. 16

## 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会における部会・委員会の設置について

平成 23 年 2 月 15 日  
科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会決定

1. 科学技術・学術審議会令第六条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の部会を設置する。

| 名 称      | 調査審議事項  |
|----------|---|
| 研究開発評価部会 | 研究及び開発に関する評価のあり方及び科学技術振興調整費の審査、実施課題の中間・事後評価等に関する調査審議を行う。      |
| 地球観測推進部会 | 「地球観測の推進戦略」を踏まえて、関係府省・機関の緊密な連携・調整の下で、地球観測の推進に関する重要事項の調査審議を行う。 |

2. 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会に以下の委員会を設置する。

| 名 称            | 調査事項   |
|----------------|--|
| ライフサイエンス委員会    | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるライフサイエンスに関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。                       |
| 環境エネルギー科学技術委員会 | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における環境科学技術及びエネルギー科学技術（原子力に係るものを除く）に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 情報科学技術委員会          | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における情報科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。          |
| ナノテクノロジー・材料科学技術委員会 | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省におけるナノテクノロジー・材料科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。 |
| 防災科学技術委員会          | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における防災科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。          |
| 航空科学技術委員会          | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における航空科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。          |
| 原子力科学技術委員会         | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、原子力政策大綱を踏まえ、文部科学省における原子力に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。 |
| 安全・安心科学技術委員会       | 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、文部科学省における安全・安心科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項について調査検討を行う。       |

# 第6期科学技術・学術審議会組織図

(但し、傘下は研究計画・評価分科会と学術分科会のみ)

